6）標準特定建設工事共同企業体協定書（乙）による協定書案を提出する場合、分担工事額にかかわらず代表者は構成員において決定された者であること。

⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　優先交渉権者の選定に関する事項

⑴　優先交渉権者となるべき者の決定方法

1）競争参加資格があることが確認された者（以下「優先交渉権者となり得る者」という。）に対して技術提案書並びに当該技術提案に基づく工事及び設計参考見積書（以下「設計見積仕様書」という）の提出要請を行い、技術提案書及び設計見積仕様書（以下「技術提案書等」という）の提出を行った者と技術提案書等の内容に関するヒアリング（技術的対話）を実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

2）ヒアリング（技術的対話）を通じて、技術提案書等について改善を求める場合がある。

3）1）に定める技術提案書等の提出及び2）に定める改善要求の対応を行わない場合は、優先交渉権者となり得る者とはしない。

⑵　技術提案の評価に関する基準

1）技術提案の評価については、次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

①　マネジメント業務
・マネジメントの実施方針
・マネジメント業務における着眼点と対策方針

②　施工計画
・設計の実施方針
・設計における着眼点と対策方針
・工事の実施方針
・床版・桁の撤去および架設計画における着眼点と対策方針
・施工中における周辺環境への配慮
・安全管理に関する想定されるリスクへの対応
・品質管理に関する想定されるリスクへの対応
・工程管理に関する想定されるリスクへの対応

③　性能・強度等
・床版および桁の耐荷安全性（宮の前高架橋）
・床版及び桁の耐久性（宮の前高架橋）
・下部構造への影響程度（宮の前高架橋）
・維持管理に関する着眼点と対策方針

④　工事コスト
・工事コストの低減

⑤　社会的要請
・昼夜連続通行止め規制の延べ日数

2）評価項目、評価基準及び配点等の詳細は、入札説明書及び技術提案書作成要領による。

4　手続等

⑴　担当部署　〒567―0871 大阪府茨木市岩倉町1番13号　西日本高速道路株式会社　関西支社　総務企画部　経理課　課長代理　小林　克寿　電話06―6344―9242

⑵　説明書、図面、仕様書等の交付期間及び方法

①　交付期間　平成30年3月14日（水）から平成30年4月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く。）。

②　交付方法　入札情報公開システムより、提供する。
https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600
当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「171001214」である。
なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時から午後4時まで、4⑴の場所において入手することができる。

⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成30年3月15日（木）から平成30年4月13日（金）までの休日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

②　提出場所　上記4⑴に同じ。

③　提出方法　本件工事に係る技術提案書等の提出を希望する者は、説明書に基づき申請書等を作成し、持参、郵便（書留郵便に限る）、託送（※1）すること。
※1　託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものをいう。以下同じ。

⑷　技術提案書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期限　平成30年5月1日（火）から平成30年6月12日（火）までの休日を除く毎日午前10時から午後4時まで。

②　提出場所　上記4⑴に同じ。

③　提出方法　持参、郵便（書留郵便に限る）又は託送すること。

5　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

1）入札保証金　免除

2）契約保証金　納付
ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　見積の無効　本公示に示した競争参加資格のない者のした見積、申請書等及び技術提案書等に虚偽の記載をした者のした見積及び見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

⑷　契約の相手方の決定方法　優先交渉権者で、契約制限価格の制限の範囲内で有効な見積を行った者を設計業務に係る契約の相手方とする。
ただし、契約の相手方となるべき者の見積価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約の相手方としない。

⑸　低入札価格調査　上記5⑷ただし書きの目的を達するため、設計業務における見積り合わせについては審査対象基準価格を設定し、見積価格がこれを下回る場合は、見積手続を保留し、当該見積者を対象として低入札価格調査を行う。ただし、試験工事及び建設工事における見積り合わせについては当該調査を行わない。

⑹　見積り合わせ時に単価表等の提出のない者の行った見積り合わせは無効とする。提出された単価表等を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った見積り合わせを無効とする場合がある。

⑺　見積者の故意又は重大な過失により見積書が無効となった場合は、当該見積者に対し、指名停止の措置を講じることがある。

⑻　配置予定監理技術者の確認　契約の相手方決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。

⑼　契約書作成の要否　要

⑽　本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本件工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　有

⑾　関連情報を入手するための照会窓口は、4⑴に同じ。

⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　2⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も4⑶により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、技術提案書の提出期限の日において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒀　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Mitsuhiro Murao Director General of Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 41, 42